

# 健康福祉常任委員会所管事務調査報告書

西宮市議会議長 坂上 明 様

令和4年12月22日  
(2022年)

## 健康福祉常任委員会

委員長 八代 毅 利

副委員長 田 中 あきよ

委 員 岩 下 彰

〃 うえだ あつし

〃 かみたに ゆみ

〃 菅 野 雅 一

〃 町 田 博 喜

〃 脇田 のりかず

随 行 藤 井 詩 織

健康福祉常任委員会管外視察について、次のとおり報告いたします。

1 調査先及び調査事項

兵庫県 神戸市  
・認知症神戸モデルについて

2 調査期間

令和4年10月31日(月)

3 調査先対応者

兵庫県 神戸市	
市会事務局政策調査課長	松 下 昭 彦
市会事務局政策調査課	今 泉 諒 哉
福祉局介護保険課認知症対策担当課長	田 月 幸 一
福祉局介護保険課認知症対策担当係長	竹 野 嘉 朗

4 用務経過等

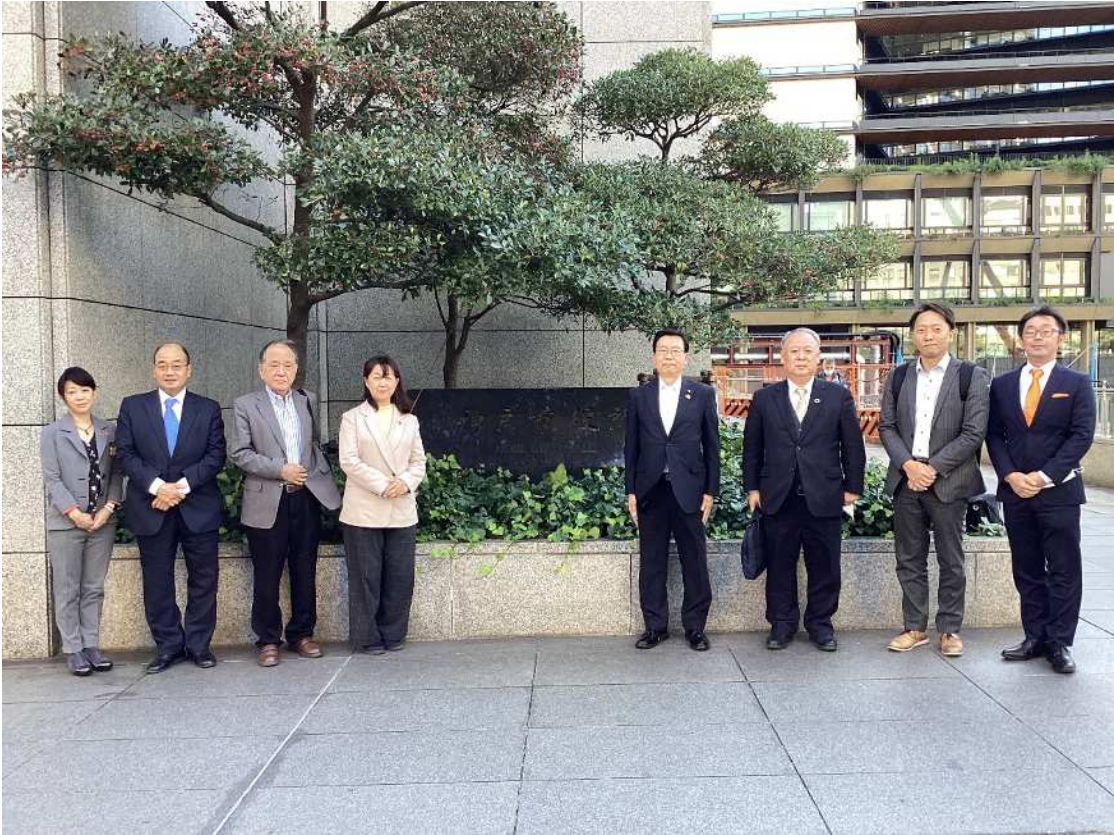
午後1時15分、神戸市会に到着し、市会事務局政策調査課の松下課長より歓迎のあいさつをいただく。

その後、介護保険課の田月担当課長より調査事項について説明を受け、質疑、意見交換を行った。

(午後3時03分視察終了)

## 5 視察風景

### ■ 神戸市



# 管外視察報告書

健康福祉常任委員長 八代毅利

## 1. 神戸市について

神戸市は兵庫県唯一の政令指定都市であり常に先進的な施策を進めている自治体である。まず神戸市の認知症施策の背景にある「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」（平成30年4月1日施行）について簡単に触れたい。

神戸市では平成28年9月にG7保健大臣会合が開催され、神戸宣言として認知症対策を推進していくことが採択されたことがこのような条例制定のきっかけになったと聞いた。

理念条例であるが、認知症神戸モデルのような先進的な認知症施策を実施する背景になっている。

### （1）認知症神戸モデルについて

神戸市は要介護認定率が全国平均に比して高く、65歳以上の日常生活自立度Ⅱ以上の人は高齢者人口の約12.0%で約52,000人に達している。

フレイル予防について先進的な取り組みをしているが同時に、条例制定と機を同じくして認知症施策に先進的に取り組んでいる。

その中心が認知症神戸モデルで平成31年からスタートしている。

その柱が①認知症診断助成制度②認知症事故救済制度③財源としての超過課税制度の導入である。

### （2）診断助成制度について

#### ・第1段階認知機能検診について

65歳以上の全市民を対象に身近な医療機関で第1段階の無料受診を受けることができる制度。（保険診療で自己負担分を市が補助）

市内453箇所の登録医療機関で受診できるという手軽さは素晴らしいと感じる。登録医療機関は医師会による手上げ方式で募集した医療機関と聞く。さらに毎年1回受診可能であるところも素晴らしい。当然高齢者は年々認知症リスクが高まることから毎年受診可能なことは非常に重要と考える。受診券は今年度は75, 80, 85歳到達者に送っている。

スクリーニング検診には改訂長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R や DASC-21）をツールとして活用するとされている。それぞれの手法の特徴があることからそれをどのように活用するのかが医師の判断となるのであろう。

受診の結果、認知症の疑いありとなったら第2段階の受診を勧奨するとのことである。

#### ・第2段階認知機能精密検査について

第1段階で認知症の疑いありとされ医師より受診を勧奨され専門医療機関を紹介された方が受診。

受診できる医療機関は認知症疾患医療センターを含む専門医療機関であり市内72箇所。7か所の認知症疾患医療センターの他に、それらの専門医療機関から診断に関する協力を得て

認知症診断を行なうことのできる医療機関を含めての数である。そして認知症と診断された場合はその医療機関で治療を行なっていくことになる。

MCI と診断された場合には6か月をめぐりに経過観察を行ないその後再び検査を行なうことを勧めている。それも全て無料である。なぜ6か月後かは確認できていない。

また、正常もしくはMCIと診断された場合にはその人にフレイル予防・介護予防事業を案内しているとのことである。

但しMCIと診断された人へのフォロー体制が若干弱いと感じる。MCIは正常に戻る事が可能な状態であることから再受診だけでなくMCIから正常に戻るためのフォローが非常に重要と考える。再受診して認知症と診断されれば薬物投与等の治療に入ることになり正常に戻ることはできないことからMCIの人を正常の状態に戻すあるいは進行させないということが極めて重要と考える。

神戸市が診断を受けた方へのアンケート調査結果によると診断後支援について最も必要だと思うものは相談窓口となっていることが興味深い。また認知症やMCIと診断された方の回答として「認知機能が進まないような取り組みをしようと思う」が50%以上となっているが、診断後に利用したサービス・制度にはフレイル改善通所サービスと認知症カフェが各々0%となっていることも注目すべきである。

全体的に見て本市の施策に大いに参考になる事例であるから十分検討いただきたい。特に診断後のフォロー体制をしっかりと検討いただきたい。

### (3) 認知症事故救済制度について

認知症の人が他者に損害を与えた賠償責任を負った場合に最高2億円の保険金を被害者に支払う制度。民間の損害保険に全額公費で加入。対象は認知症診断助成制度を利用して認知症と診断された人及び診断助成制度開始以前に認知症と診断された人。

賠償責任が発生しない場合は被害者救済の観点から神戸市民の場合最高3000万円、神戸市民以外の場合は最高10万円の見舞金を被害者に給付する。

さらに交通事故等によって認知症の本人が死亡または後遺障害の場合にも保険金が給付される。

民間保険の組み合わせで、認知症の人及び家族の救済と被害者救済を実現する目的で実施していると考えられる。

事故があった場合24時間365日コールセンターを受け付けるという手厚い対応は2600万かけても市民満足度は高いと推察する。

本市で同様の事業を実施する場合は神戸市同様しっかりしたコールセンターを準備する必要がある。また交通事故等で認知症本人が死亡または後遺障害の場合の保険金は果たして必要なのか議論しなければならないと考える。

また賠償保険では対応できない事案に対する見舞金制度は必要と考えるが予算化するには費用保険を使う必要がある。その際保険会社に良い提案をしてもらえるか交渉が必要である。本市で実施する場合にはそこに注意すべきである。

#### (4) その他

住民税の超過課税を財源にするという非常に思い切った制度であるが、認知症にやさしいまちづくり条例を背景にして有識者会議で検討した結果であることから一定市民の理解を得られたのではないかと感じる。また誰もが認知症になる可能性があるということから他人ごとではないと特に高齢者に理解されたのではないかと思う。

費用負担を将来世代に先送りしないという説明も説得力があると思うが若い市民の納得度は中高年より低いと思われる。

神戸市の先進事例はかなり良く考えられており素晴らしいと感じた。本市はここから大いに学んで財源の問題も含めて若い世代にも理解してもらえる良い制度を作っていただきたい。

#### (5) 西宮市への提言

ア. 無償診断制度には多額の財源を必要とすることからその根拠として「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」のような条例を制定すること。

イ. 無償診断制度を実施する場合、第2段階の精密検査でMCIと診断された人には必ず丁寧にフレイル予防事業（西宮いきいき体操、健康ポイント事業等）を案内して参加率を高めること。認知症と診断された方にも本人の状況に応じてフレイル予防事業を案内すること。

ウ. 認知症の人の賠償保険制度を検討するのであれば、保険の対象者の範囲、補償範囲、賠償保険の対象外の事故への対応（見舞金制度を含む）、コールセンターの設置、補償する被害者の範囲（見舞金の場合）等を十分検討すること。





# 委員会行政視察報告書

委員氏名 田中あきよ

〈調査の期間〉 令和4年(2022年)10月31日(月)

〈調査先 及び 調査事項〉 神戸市 認知症神戸モデルについて

〈目的〉

施策研究テーマ「認知症と地域共生について」を研究するに当たって、神戸市が取り組まれている政策は、予防から権利擁護、支援体制に及ぶ内容であり、参考するため視察した。

〈内容〉

神戸市の要介護認定率は、兵庫県や他都市との比較でも高く、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅱ以上の方が、令和4年3月末時点で約5万人になる。

## 【神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例】について

平成19年に認知症の男性が電車にはねられた事故で、家族の責任が問われたものの、最高裁では家族らに賠償責任はないと判決が出された。しかし、責任を負わされる可能性と、被害者救済の課題が残ることになり、国が制度を作るべきと思われたが見送られた経緯がある。

神戸市では平成28年に、G7保健大臣会合が開催され、「神戸宣言」として認知症対策を推進していくことが盛り込まれた。そして平成30年に「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」が制定された。

## 【認知症神戸モデル】

費用負担を将来世代へ先送りすることなく、市民で広く負担するしくみを作り、負担いただくことで年間3億円の財源を生み出し、診断助成制度と事故救済制度が実施されている。

## 【認知症診断助成制度】

65歳以上の市民を対象に、453カ所の登録医療機関で無料受診ができる。その後、認知症の疑いがある方には72カ所の専門の医療機関で受診ができ、その診察料は市が負担する。精密検査をしても自己負担なく検査が受けられるために早期発見に繋がり、第二段階では、専門の医療機関で受診後、検査料の自己負担金が全額助成となり、事故救済制度の申し込みができるしくみになっている。

## 【認知症事故救済制度】

賠償責任保険に市が加入し、事故があれば24時間365日相談受付ができ、GPSの初期費用負担とかけつけサービスがあり、月額利用料は利用者負担になる。認知症の方が起こした事故に遭われた市民に保険で見舞金が支給される制度もあり、神戸市民以外の方でも最高10万円支給があり、見舞金制度と賠償責任制度の2階建て方式になっている。

### 【決算額】

令和3年度認知症神戸モデル事業費は1億6900万円。

### 【西宮市への提言】

西宮市においても高齢化は神戸市と同じ状態であり、今後の政策として認知症対策は必要不可欠なものであると考える。早期発見早期治療の観点から無料の2段階診察は有効であると考えられ、また賠償責任保険制度があることで安心に繋がる。西宮市としても同等の制度があれば地域で安心して暮らしていけると思われるが、財源確保のためには神戸市のように市民への負担を理解していただき進める方法も必要ではないかと考える。財源がないからやらないのではなく、無ければどのように予算を確保していくのか、神戸モデルを参考に検討していただくことを提言する。



健康福祉常任委員会視察報告書

令和4年11月30日

健康福祉常任委員会委員長 八代毅利 様

健康福祉常任委員会委員 岩下 彰

令和4年10月31日（月）

神戸市「認知症神戸モデル」

平成19年愛知県大府市で認知症の男性が電車にはねられ死亡した事故で、JR東海が振り替え輸送代などの賠償を求めて家族を提訴したことを契機として、神戸市は「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定し、平成30年4月に施行した（認知症対策に特化した条例制定は指定都市では初めて）。

①早期受診を支援する認知症診断助成制度、②外出時の安心を支える認知症事故救済制度、③社会全体で支える仕組みの超過課税の導入がポイント。

①は医師会への委託で、受診料は無料、65歳以上の市民を対象としており、精密検査が必要な場合は専門医療機関を紹介（検査料の自己負担なし）。②は見舞金（最高3,000万円）や賠償責任保険（最高2億円）などの救済制度としている。

①②の費用約3億円を調達するため、③として個人市民税均等割を全賦課市民から一人当たり年額400円を超過課税して財源確保している。

→（当局への提言）神戸市は、市内高齢者世帯に占める65歳以上の単身世帯割合や市内高齢者世帯に占める共に75歳以上の夫婦世帯割合が全国平均よりともに高くなっており、また、要介護認定率も兵庫県・全国平均より高くなっていることから、指定市初の認知症特化対策条例を先行さ



# 委員会行政視察報告書

委員氏名 うえだ あつし

調査の期間	令和4年(2022年)10月31日(月)
調査先 及び 調査事項	神戸市・認知症神戸モデルについて

## ○診断助成制度

概要：認知症の診断を2段階で行う。

第1段階としてはDASC21などの簡単なスクリーニングテスト。対象は65歳以上。

年1回の受診が可能。市内453箇所の診療所や病院。事前申し込みで受診券を発行。

医師会に委託。6600円/1人。疑いがありの方に対しては紹介状を交付し、第2段階へ受診勧告。

第2段階としては画像検査(頭部MRIやCT)、血液検査、認知機能検査(MMSE)

など精密検査。診断により病名を診断。市内72箇所。検査料の自己負担額(保険診療の一部負担金)を全額助成。患者が申請(医療機関への委託料無し)。

考察:認知症疑いの方をスクリーニングし、確実に診断につなげるという制度なので、早期発見という点で大変優れている。概算となるが1年間でおおよそ15000人が第1段階の受検、そのうち3500人が第2段階を受検している計算となるが、対象高齢者が約43万人なので、受検率は高くないように考える。第1段階で1人6600円の委託費が必要だが、本市では少し難しいように感じる。第2段階の検査に直接高齢者を誘導する方法を検討する必要があると考える。この制度がその他の1次予防への取り組みへのきっかけになる可能性が伺える。

○事故救済制度

概要：詳細は委員会資料や神戸市 HP にあるが、賠償責任保険と見舞金（給付金）の二本立ての制度。賠償責任保険に市が加入。認知症の診断を受けた方が事前の登録をすることで加入。賠償責任があると認定されている場合に支給。最高2億円。賠償責任のあるなしにかかわらず見舞金を支給。

考察：賠償が生じるような事故が起きた時、加害者が認知障害を持っていると、賠償責任なしと認定されることがあり、ここで大きな問題が発生する。加害者に賠償責任がなく、支払い能力もなければ、被害者側はいわゆる泣き寝入りとなる。神戸の制度ではこの問題を一定解決できる。見舞金額最高三千万円は十二分とは言えないが、多くの事故に対応できると言える。

一連の診断助成制度と事故救済制度の財源を市民税に年額400円上乗せすることで確保している。将来世代の負担にならないような仕組みであるが、本市で同様のことを行うとなると市民に対する丁寧な説明が必要かと考える。

## 委員会行政視察報告書

委員氏名 かみたにゆみ

調査日 令和4年10月31日

調査先 神戸市

調査事項 認知症神戸モデル

(概要) 神戸市では、認知症の人やそのご家族が、安心して暮らし続けていくことを目指した、全国初となる認知症対策に取り組んでいる。

- ① 早期受診を支援する「認知症診断助成制度」：65歳以上の市民は、自己負担なしで、医療機関における2段階方式の認知症診断を受診することができる。

② 外出時の安心を支える、「認知症事故救済制度」：認知症と診断された方の関わる事故を救済。無料で賠償責任保険制度・見舞金給付制度に加入することができる。

③ 社会全体で支える仕組みの「超過課税の導入」：①、②の費用負担を将来世代へと先送りすることなく、市民の方々に広く負担していただく仕組みを導入。

①の「認知症診断助成制度」では、第1段階として、神戸市医師会に委託している、453の登録医療機関にて、無料で、スクリーニング検診を受ける事ができ、認知症の疑いありの方に紹介状を交付し、第2段階である認知機能精密検査を専門の医療機関で受診する事ができます。専門療機関は72箇所あり、第1段階医療機関からの紹介により、スムーズに専門の医療機関を受診することができ、一般保険診療の検査料の自己負担分が全額助成されます。画像検査、認知機能検査、血液検査、日常生活動作の評価などの精密検査により、認知症であるかの鑑別診断、認知症（アルツハイマー型、レビー小体型、血管性、前頭側頭型など）病名を診断、または軽度認知障害（MCI）、もしくは認知症でないことを診断し、軽度認知障害（MCI）の方は経過観察を行い、その後助成金

の申請案内及び認知症と診断された方は事故救済制度の申込み案内が医療機関で行われます。

②の「認知症事故救済制度」は、大きく分けて4つの支援があります。

1つ目に、認知症と診断後、事前登録された方の保険料を市が負担（保険に市が加入）し、もしも認知症の方が事故などで責任を負った場合、最高2億円が支給されます。2つ目に、事故があれば、24時間365日コールセンターにて相談が可能です。3つ目に、事故を未然に防止するため、日常生活を見守り、所在がわからなくなった際の駆けつけ（捜索）サービスを含むGPSの導入費用が負担されます。4つ目に認知症の方が起こした事故で被害に遭われた市民に見舞金が支給されます。

これらの費用と財源を、③であります、個人市民税均等割（現行年額3,500円）の超過課税を実施し、費用負担を将来世代へと先送りすることなく、市民の方々に広く負担いただく仕組みを導入されています。

（意見・感想）神戸市は、私が暮らす山口町と神戸市北区が隣接しており、身近な生活圏域であり、医療現場では特に連携が必要な地域でもある事から、非常に興味深く聞かせて頂きました。

特に感銘を受けた事は、医療機関での認知症診断を早期に受診することを促進



されている事でした。認知症様の症状をきたす疾患には、甲状腺機能低下症、アルコール依存症によるビタミン欠乏症、高次脳機能障害、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、うつ病、統合失調症など、早期に治療介入する事で改善が見込まれる疾患も複数あります。まず、認知症様の所見があるが、本当に認知症なのかどうかの鑑別診断を早期にできる事で、改善できる病を発見し治療介入する事ができます。その上で、認知症の専門的な診察により、認知症を、アルツハイマー型、血管性、レビー小体型、前頭側頭型などとタイプ別に分類される事で対応方法を選別する事ができます。

病気を早期に鑑別診断し治療などの支援に繋げる事はどの様な疾患であっても大切ではありますが、この神戸モデルでは、今後増加が見込まれる認知症に対し、医療機関で認知症診断を受けるメリットを、先に述べました、①、②とすることで、早期の受診を促進する事ができ、また、それらの財源に対しても③と明確に示されており、見習うべき事業であると感じました。

## 委員会行政視察報告書

委員氏名 菅野雅一

調査実施日 令和4年10月31日（月）

調査先及び調査事項

神戸市

- ・認知症神戸モデルについて

### 【神戸市】

- ・認知症神戸モデルについて

認知症神戸モデルとは、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けていくことを目指した、全国に先駆けた神戸発の取組のことである。①早期受診を支援する認知症診断助成制度②外出時に「安心」を支える認知症事故救済制度③社会全体で支える仕組みとして超過課税の導入—の3つのポイントで構成している。

認知症診断助成制度は65歳以上の全市民が対象で、検診から精密検査に至るまで自己負担はない。認知症事故救済制度は認知症の方が関わる事故を救済するもので、無料で賠償責任保険制度・見舞金給付制度に加入できる。超過課税の導入については、将来世代へと先送りすることなく、市民に広く負担してもらう仕組みを導入した。

認知症診断助成制度は第1段階として認知機能検診を行う。身近な地域の医療機関で受診してもらうため、令和4年6月時点で市内453か所の医療機関を登録している。受診料は無料で、インターネットや電話、FAXでの申し込みで受診券を発行する。65歳以上の市民が年に1度、受診できる。スクリーニング検診により、認知症の疑いがあるか、ないかを診る。「認知症の疑いあり」とされた方に紹介状を交付し、第2段階の受診を勧奨する。

第2段階として認知機能精密検査を行う。登録された市内72か所（令和4年6月時点）の専門医療機関で受診する。一般保険診療だが、検査料の自己負担分を全額助成しており、自己負担なく精密検査を受診できる。

精密検査により、認知症かどうかと病名を診断する。診断結果としては①認知症（アルツハイマー型/レビー小体型/血管性/その他）②軽度認知障害（MCI）③認知症ではない—とする。検査内容としては①画像検査（頭部MRI・頭部CTなど）②認知機能検査（MMSEなど）③血液検査④日常生活動作の評価（DASC-21、CDRなど）など。軽度認知障害（MCI）の方には経過観察を実施する。

認知症事故救済制度は認知症と診断された方が対象で、市が賠償責任保険に加入する。認知症の方が責任を負った場合に最高2億円を支給する。自己負担

はないが、事前登録が必要。賠償責任の有無にかかわらず支給される見舞金（給付金）もある。

超過課税の導入に関しては、診断助成制度と事故救済制度にかかる費用約3億円について個人市民税均等割の超過課税1人当たり年額400円で確保する。

認知症神戸モデルの実施状況については、診断助成制度の受診者数について制度開始から令和4年6月末までで、第1段階が4万6827人、第2段階が1万453人。事故救済制度の制度開始から令和4年7月末までの実績では、支給件数が24件で、支給合計額が1632万5146円。

（提言）

神戸市は平成30年4月、認知症の人にやさしいまちづくり条例を施行した。目的は認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって認知症の人にやさしいまちの実現に資することとしている。

基本理念としては①認知症の人の尊厳が保持され、その者の意思が尊重され、社会参加を推進し、安全に、かつ、安心して暮らし続けられるまちを目指すこと②認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること一としている。

認知症の施策についてまちづくりの一環としてとらえて、広範な市民への周知を図り、その財源について超過課税の形で市民の負担を求め、市民もそれを受け入れた神戸市の取組は注目に値する。本市でも検討すべきだ。

以上

# 委員会行政視察報告書

委員氏名 町田 博喜

調査の期間 令和4年（2022年）10月31日（月）

調査先及び調査事項

神戸市 ・ 認知症神戸モデルについて

## 【神戸市】

神戸市の人口は、令和4年（2022年）1月末現在で1,515,319人、その内高齢者人口が434,283人、高齢化率が28.7%となっています。

高齢者人口の推移としては、2025年度で45万人、高齢化率が30.0%、2040年度では、51.3万人、高齢化率が37.9%と想定しています。

1号被保険者における要支援・要介護認定者数の推移としては、2022年度が21.9%で9.8万人、2025年度が23.6%で10.8万人、2040年度が26.8%で13.9万人となっています。

### 〈認知症神戸モデルについて〉

神戸市では、“認知症になっても安心して暮らしていけるまちへ”を目指して、「認知症神戸モデル」を令和元年度からスタートさせている。

神戸市の認知症高齢者数の推計としては、令和4年1月末現在の高齢者人口が約43.5万人で、2015年厚生労働省の調べによる認知症の全国有病率推計値とMC I（軽度認知障害）の全国有病率推計値を用いて推計すると、認知症高齢者数が6.5万人、MC Iが5.6万人となる。

### ○神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例

平成28年9月、神戸市でG7保険大臣会合が開催され、その時に「神戸宣言」として認知症対策をより推進していくことが盛り込まれた。

そのことを契機に、神戸市では、平成30年4月に政令市では初となる、認知症の人やそのご家族を社会全体で支えていくまちづくりを推進していくための「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定している。

条例を制定した背景としては、平成19年に愛知県大府市で認知症の男性が電車にはねられ死亡した事故で、鉄道会社が振り替え輸送代などの賠償を求め

て家族を提訴した。最高裁の判決では、家族に損害賠償責任はないとされたが、認知症の人による事故で家族らが責任を負わされる可能性が残った。一方、加害者に賠償責任がない場合は、被害者が救済されないということも課題として残ったこともある。

条例の策定にあたっては、「認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議」を設置し、平成 29 年度に計 5 回が開催され、その他専門部会も計 10 回開催されている。

#### ○認知症神戸モデル

このモデルのポイントとしては、

- ① 65 歳以上の全市民が対象で、自己負担なしで医療機関における 2 段階方式の認知症診断が受診できる【認知症診断助成制度】
- ② 認知症と診断された方は、無料で賠償責任保険制度に加入できる。【認知症事故救済制度】
- ③ また、合わせて全市民を対象に、認知症の方が起こした事故で被害に遭われた方に見舞金も支給される。【見舞金（給付金）制度】
- ④ これらの費用負担を将来世代へと先送りすることなく、市民のうすく広い負担で賄う仕組みを導入【超過課税の導入】（個人市民税均等割 1 人あたり年間 400 円）

となっている。

#### 【認知症診断助成制度】

認知機能検診については、身近な地域の医療機関で受診が可能で、453 箇所の登録医療機関があり、検診を神戸市医師会に委託している。

#### 【認知症事故救済制度】

認知症と診断された方を対象に、賠償責任保険に市が加入し認知症の方が責任を負った場合に最高で 2 億円が支給される。また、事故があれば 24 時間 365 日相談ができるコールセンターも設置している。

あわせて、「安心」を支える付帯サービスとして、所在が分からなくなった場合のために「GPS 安心かけつけサービス」を事業者に委託している。

#### 【見舞金（給付金）制度】

認知症の方が起こした事故で被害にあわれた方に対しては、全市民を対象に見舞金（給付金）が最高 3 千万円支給され、市民以外の方には見舞金として最高 10 万円が給付される。

●認知症神戸モデルの実施状況

診断助成制度の受診者数が制度開始（平成 31 年 1 月）～令和 4 年 6 月末までで、認知機能検診（第 1 段階）の受診が 46,827 人、認知機能精密検査（第 2 段階）の受診が 10,453 人となっている。

事故救済制度の支給状況としては、24 件が対象で支給額が合計 16,325,146 円となっている。

（当局への提言）

平成 19 年に愛知県で起こった認知症の方の事故に鑑みて、本市としても、高齢者人口の増加に伴う認知症の方の増加が進む中、財源の問題もあるが認知症の方を対象とした賠償責任保険制度の創設を検討すべき。

以上

## 委員会行政視察報告書

委員氏名 脇田のりかず

調査の期間	令和4年（2022年）10月31日（月）
調査先 及び 調査事項	神戸市 ・ 認知症神戸モデルについて

### 神戸市 ・ 認知症神戸モデルについて

視察先：神戸市役所

<概要>

神戸市では、65歳以上の市民を対象に早期受診を支援する「認知症診断助成制度」と、認知症の方が外出時などで事故に遭われた場合に救済する「認知症事故救済制度」を組み合わせて実施している。

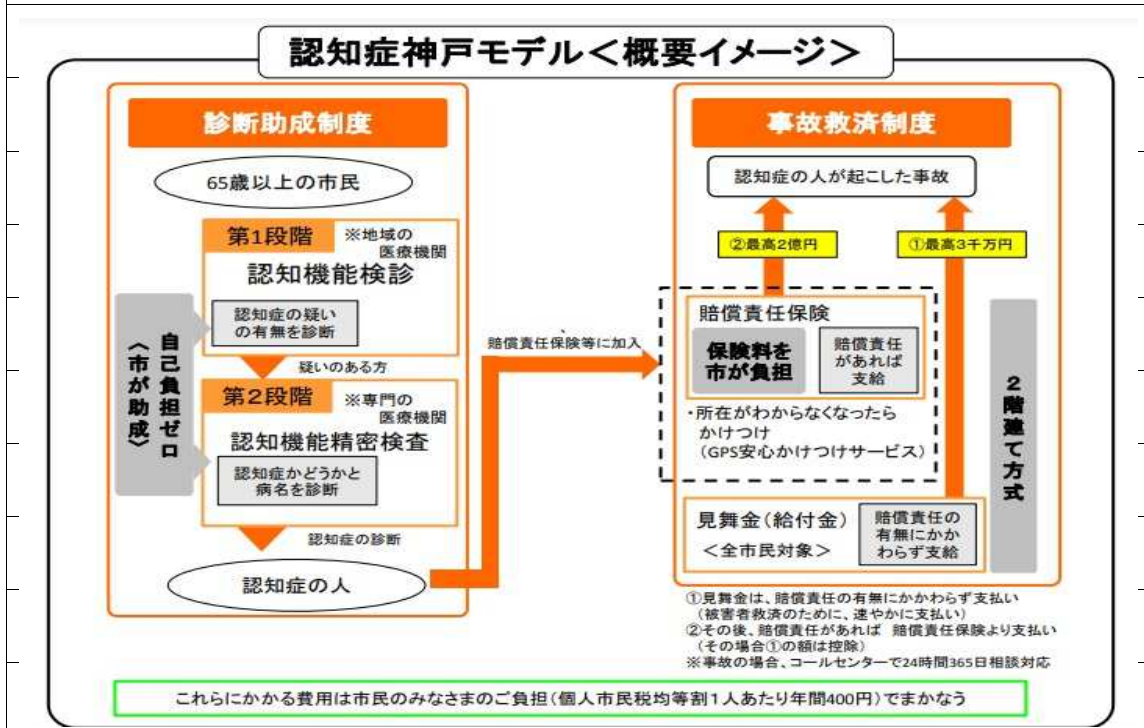
これは認知症の人やその家族が、安心して暮らし続けていくことを目指した、全国に先駆けた神戸発の取り組みで、「認知症神戸モデル」と呼ばれている。

#### 【認知症診断助成制度】

65歳以上の市民は、自己負担ゼロで医療機関における2段階方式（第一段階：認知機能検診、第二段階：認知機能精密検査）の認知症診断が受診できる。※受診する年度内に65歳になる64歳の市民も対象



(これまでの実施状況)
認知機能検診 (第1段階) 46,827人
認知機能精密検査 (第2段階) 10,453人
<b>【認知症事故救済制度】</b>
認知症診断助成制度の、第二段階の検査で認知症と診断された場合、賠償責任保険に市が加入 (市民は保険料負担なし) し、認知症の方が責任を負った場合に最高2億円支給。また事故があった際には専用のコールセンターに24時間365日相談することが可能となっている。
併せて認知症の方の所在が分からなくなった際にはかけつけサービスも提供している。
(月額利用料は市民自己負担)
(これまでの実施状況)
支給状況24件 (支給額合計 16,325,146円)
賠償責任保険加入者数 8,547人
GPS安心かけつけサービス契約者数 293人



<所感>
この神戸モデルが作られた前段階で、10月25日に視察をおこなった大和市と同様、
条例を制定している。「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」と題して、認知
症の人の尊厳が保持され、安全にかつ安心して暮らし続けられるまちを目指すこと、
そして認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられ
るよう、まち全体で支えることを基本理念としている。
まさにこれを体現したのが神戸モデルであり、非常にきめ細かなサポート体制を構築
していることは素晴らしいと思う。
またこの神戸モデルの費用は約3億円だが、条例の理念の下、費用負担を将来世代へ
と先送りすることなく、市民に広く負担してもらう仕組みとして個人市民税均等割の
超過課税を実施し、一人当たり年額400円を徴収し、費用3億円の財源としているこ
とも、市民同士の助け合いの形を市が作り出しており大変評価できる。
それによって認知機能健診（市内453ヶ所の医療機関で受診可能）、認知機能精密検
査（市内72ヶ所の医療機関で受診可能）、賠償責任保険の保険料は利用者負担ゼロで
おこなわれている。
事故救済制度についても保険料負担がなく、賠償責任の有無は関係なく支給される見
舞金制度も付加されていることから認知症の方、その家族だけでなく、その他の市民
にとっても安心できるものであり、大変良い取り組みだと思う。
<提言>
神戸モデル全体が、本市の今後の認知症施策の推進にあたって参考となるものであり、
早期に同様の制度を導入すべきである。
神戸市、大和市の例からしても、やはり前提として認知症の方をサポートする為の条
例制定が必要ではないか。その上で、市民同士の助け合い理念のもとで神戸市同様に
財源を超過課税として確保することで、実現可能性は非常に高くなると思われる。

